



令和4年3月22日  
十日町市上下水道局上下水道課

## 水道料金の改定について

3月の市議会定例会において、水道料金の改定について議決されましたので、改定の内容をお知らせします。

### 1 改定内容

#### (1) 改定率 平均39%の値上げ

※料金上昇の緩和を図るため、水道事業会計から簡易水道事業会計への繰り入れを行い、事業全体で調整を行っています。また、急激な負担増を避けるため、令和4年度19%、令和6年度20%の2段階で改定します。

#### (2) 改定後の水道料金表（1か月あたり、税抜）

口径	現行料金	第1段階(R4.6.1施行)		第2段階(R6.6.1施行)	
		(増減)		(増減)	
基本 料金	13mm	1,300円	1,720円 (+420円)	2,150円 (+430円)	
	20mm	1,300円	1,800円 (+500円)	2,300円 (+500円)	
	25mm	1,810円	3,000円 (+1,190円)	4,200円 (+1,200円)	
	30mm	2,130円	4,230円 (+2,100円)	6,350円 (+2,120円)	
	40mm	3,420円	7,710円 (+4,290円)	12,000円 (+4,290円)	
	50mm	5,790円	12,840円 (+7,050円)	19,900円 (+7,060円)	
	75mm	11,270円	33,630円 (+22,360円)	56,000円 (+22,370円)	
使用料金 (1m <sup>3</sup> )	195円	212円 (+17円)	230円 (+18円)		

※口径13mm・20mmは、引き続き10m<sup>3</sup>まで基本料金に含み、11m<sup>3</sup>から使用料金を加算します。口径25mm以上は、1m<sup>3</sup>から基本料金に使用料金を加算します。

### 2 施行日

(1) 第1段階：令和4年6月1日

(2) 第2段階：令和6年6月1日

※施行日前から継続して水道を使用されている方は、経過措置として8月検針分以降検針から新料金が適用されます。

(次のページあり)

### 3 改定の理由

これまで水道事業は、職員数の削減や施設の統廃合、民間委託の活用などの経営改善により、全体の料金を上げることなく事業運営を行ってきました。しかし、老朽化した管路・施設の更新や耐震化の推進などの建設改良費の増加、原油価格、電気料金等維持管理経費の増加等の一方で、給水人口の減少による収益の増加が見込めないことから経営状況の厳しさを考慮した結果、水道料金の値上げをさせていただくことになりました。

### 4 添付資料

水道料金改定の概要

■お問合せ先

十日町市上下水道局上下水道課 事務係

担当：渡邊・太田 ☎025-757-6531（直通）

## 水道料金改定の概要

### 1 改定の経緯

水道事業は、現有施設の多くが、次々と更新時期を迎えつつあり、その更新や維持管理に莫大な費用が必要になっています。また、近年の水需要の低迷により、料金収入の減少が続くと見込まれ、経営改善が必要となっています。

令和3年10月27日に上下水道審議会から「十日町市水道事業の現状を考慮すれば、将来世代に大きな負担を残さないために水道料金の改定はやむを得ないと考える」と答申を受けました。

これらの状況を踏まえ、健全な経営を行うため、令和4年度以降の水道料金を改定させていただきます。

### 2 改定案の内容と実施日

改定案の内容	施行日
○水道事業を維持するために必要な収入を確保するために、 <u>全ての口径で基本料金、従量料金を値上げ</u> します。	○第1段階 令和4年6月1日
○主に家庭用として使用される口径13mmと20mmについては、基本水量10m <sup>3</sup> は据え置きます。	
○水道事業間での繰入により、 <u>最終的な改定率は約67%を約39%に抑制</u> します。	○第2段階 令和6年6月1日
○令和4年度と6年度の第2段階で改定します。	

※施行日前から継続して使用されている方は経過措置として8月検針分（9月請求分）又は9月検針分（10月請求分）から新料金が適用されます。

※施行日以降に使用を開始した方は、初回検針分から新料金が適用されます。

※今回の改定では下水道使用料は改定しません。

#### ○令和4年5月31日以前から継続してご使用の方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
偶数月 検針	検針日	★		★		★		★	
	使用月	旧料金		新料金		新料金		新料金	
	請求月	3・4月使用分		5・6月使用分		7・8月使用分		9・10月使用分	
奇数月 検針	検針日	★			★			★	
	使用月	旧料金	旧料金	新料金		新料金		新料金	
	請求月	2・3月使用分	4・5月使用分		6・7月使用分		8・9月使用分		10・11月使用分

偶数月：十日町地域の一部、川西地域

奇数月：十日町地域の一部、中里地域、松代地域、松之山地域

### 3 1 か月あたりの水道料金（税込）の比較（口径 13 mm・20 mm）

世帯人数 の例	1 か月の使 用量※	口径	現行の 水道料金	令和 4 年 6 月改定	令和 6 年 6 月改定
1 人	8 m <sup>3</sup>	13mm	1,430円	1,892円 (+462円)	2,365円 (+473円)
		20mm	1,430円	1,980円 (+550円)	2,530円 (+550円)
2 人	15 m <sup>3</sup>	13mm	2,502円	3,058円 (+556円)	3,630円 (+572円)
		20mm	2,502円	3,146円 (+644円)	3,795円 (+649円)
3 人	20 m <sup>3</sup>	13mm	3,575円	4,224円 (+649円)	4,895円 (+671円)
		20mm	3,575円	4,312円 (+737円)	5,060円 (+748円)
4 人	25 m <sup>3</sup>	13mm	4,647円	5,390円 (+743円)	6,160円 (+770円)
		20mm	4,647円	5,478円 (+831円)	6,325円 (+847円)

※ 1 か月の使用量は、一般的な目安の量です。使用状況により、水量は変化します。

### 4 今後の事業計画（十日町市施設更新（長寿命化）計画（40 年間））

#### (1) 全体計画

総事業費：約 413 億円（年間平均：約 10.3 億円）

#### (2) 事業別計画

ア 上水道事業：約 193 億円

(ア) 構造物（井戸、配水池、上屋等）：約 34 億円（66 ヶ所）

(イ) 設備（取水ポンプ、ろ過機、電気設備等）：約 93 億円（109 ヶ所）

(ウ) 管路（導水管、送水管、配水管等）：約 66 億円（57,963m）

イ 簡易水道事業：約 220 億円

(ア) 構造物（井戸、配水池、上屋等）：約 28 億円（119 ヶ所）

(イ) 設備（取水ポンプ、ろ過機、電気設備等）：約 105 億円（348 ヶ所）

(ウ) 管路（導水管、送水管、配水管等）：約 87 億円（140,572m）

#### (3) 主な事業（10 年間）

ア 上水道事業

(ア) 千手浄水場改築事業：約 11 億円

(イ) 十日町浄水場改築事業（ステップ 2～5）：約 21 億円

※ステップ 1：約 21 億円

(ウ) 十日町第 2 配水系基幹管路耐震化事業：約 6.5 億円

イ 簡易水道事業

(ア) 松代地区・伊沢地区簡易水道統合事業：約 2.2 億円

(イ) 松里浄水場改築事業（湯本簡水統合）：約 4.2 億円

(ウ) 江道猿倉簡易水道・上水道統合事業：約 1.6 億円

(エ) 北原地区簡易水道・上水道統合事業：約 0.7 億円

(オ) 吉田地区簡易水道・上水道統合事業：約 1.1 億円

(カ) 貝野地区・姿安養寺地区簡易水道統合事業：約 1.6 億円